

公益社団法人富山県高等学校安全振興会
運 営 規 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人富山県高等学校安全振興会(以下「この法人」という。)定款第51条に基づき、この法人の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事業

(事業)

第2条 この法人の定款第4条に基づき、次の事業を行う。

- (1) 生徒等の安全、健康及び健全育成等に関する調査研究と普及充実
- (2) 安全・健康及び健全育成等に関する実践活動への助成
助成の範囲・助成額等については別に定める公益社団法人富山県高等学校安全振興会助成金交付規程による。
- (3) 生徒等の災害に関する共済金の給付
共済金の種類、給付の額及び災害の範囲等については、別に定める公益社団法人富山県高等学校安全振興会共済約款による。
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 経費

(経費)

第3条 この法人の定款第7条第1項に定める会員になろうとするものは、毎年度当初に次に掲げる区分に応じて、共済掛金を納めなければならない。

(1) 高等学校全日制課程(専攻科も含む)	生徒一人につき	1,045円
(2) 高等学校定時制課程(専攻科も含む)	生徒一人につき	490円
(3) 高等学校通信制課程	生徒一人につき	140円
(4) 特別支援学校高等部	生徒一人につき	1,045円
(5) 特別支援学校中学部	生徒一人につき	290円
(6) 特別支援学校小学部	児童一人につき	290円
(7) 特別支援学校幼稚部	幼児一人につき	140円

第4条 この法人の定款第7条第1項に定める会員になろうとするものは、毎年度当初に香料給付規程に定める香料掛金を納めなければならない。

第4章 事務局

(事務局職員)

第5条 この法人の定款第46条第1項の規定に基づき、事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長は、理事会の命を受けこの法人の事務を把握し、その他の職員を指揮監督す

る。

3 その他の職員は、事務局長の命を受け事務に従事する。

(職務・事務分担)

第6条 事務局職員は次号に掲げる職務を行う。

- (1) 文書、会議、渉外、広報等庶務に関する事務
- (2) 現金出納及び経理に関する事務
- (3) 物品出納に関する事務
- (4) 給付に関する事務
- (5) その他のこの法人の運営に関する事務

2 事務局職員の事務分担は、理事長の命を受け、事務局長が定めるものとする。

3 この法人の円滑な運営を図るためには、富山県高等学校長協会並びに富山県高等学校PTA連合会との密接な連携が不可欠であり、両会の運営事務を受託することができる。

4 事務局職員の勤務時間・給与等は、別に定める。

第5章 補則

(会員への広報)

第7条 この法人の事業・決算、事業計画・予算、役員等の事業概要は、毎年会報等に記載するものとする。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会において、それぞれ理事現在数の3分の2以上の同意を得なければ変更できない。

(委任)

第9条 この規則によりがたい事項及びこの規則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。